

介護予防支援および介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

事業所は利用者に対して介護予防支援および介護予防ケアマネジメントを提供します。
事業所の概要や提供できるサービスの内容等、契約上注意していただきたいことを次の通り説明いたします。

1 岐阜市地域包括支援センター岩野田の概要

(1) 介護予防支援および介護予防ケアマネジメントを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団 友愛会
代表者氏名	理事長 岩砂 智丈
所在地	岐阜市八代1丁目7番地1
法人設立年月日	1967 年

(2) 事業所の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	岐阜市地域包括支援センター岩野田
所在地	〒502-0002 岐阜市栗野東5丁目173番1
指定事業所番号	2100100177
管理者	木下 梨恵
事業所の連絡先	TEL 058-214-4640 FAX 058-214-4641
メールアドレス	iwanoda@yuuaikai.com
サービスを提供する地域	岩野田・岩野田北

(3) 同事業所の職員体制

従業者の職種	人数	常勤	非常勤
管理者（兼務）	1 名	1 名	
主任介護支援専門員 保健師等 社会福祉士等 介護支援専門員	5 名	5 名	
事務職員	1 名		1 名

職務内容

主任介護支援専門員 保健師等 社会福祉士等 介護支援専門員	介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する業務（計画の作成など）
事務職員	地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）の事務

(4) 営業時間

平 日・土曜日	午前8時30分～午後5時00分
日・祝日	休業、但し緊急の場合は除く

休業日：日曜、祝日、12月30日～1月3日

2 岐阜市地域包括支援センター岩野田の運営方針

- ① 利用者が要介護状態等になることの予防または要支援状態の軽減もしくは悪化防止および地域において自分らしい生活を継続していけるよう支援します。
- ② 利用者の意志および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、公正・中立に支援します。
- ③ 福祉サービスが、多様な事業所から包括的かつ継続的に提供されるようにいたします。
- ④ 事業の実施にあたっては、医療機関・市町村・施設・サービス事業所等との連携を密に行い、総合的なサービスの提供に努めます。
- ⑤ より高い質の良いサービスを提供するため、担当職員の教育研修を重視し常に研鑽に努めます。

3 利用料金

(1) 利 用 料

「別紙1 利用料一覧表」の通り

要介護認定等を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

※ 利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、別紙1に記載の単位数の合計に相当する料金を一旦当センターにお支払いいただきます。

その場合はサービス提供証明書等を発行いたしますので、住所地の市町村担当窓口へ提出すると、全額払い戻されます。

(2) 解 約 料

利用者はいつでも契約を解約することができ、一切料金はかかりません。

4 秘密の保持

- ・ 事業所及びその職員は正当な理由がない限り、業務上知り得た利用者及びそのご家族の情報を、他へ漏らす事はありません。秘密を保持します。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- ・ 事業所及びその職員が退職後も、在職中に知り得た利用者及びそのご家族等の秘密を漏らす事がないよう必要な措置を講じます。
- ・ 個人情報の取り扱いに関しては、「別紙2 個人情報使用目的」を参照ください。

5 事故発生時の対応方法について

- ・ 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援および介護予防ケアマネジメント中の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告します。

6 虐待の防止について

事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 管理者 木下 梨恵
- ・虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し、定期的に開催します。
- ・虐待の防止のための指針を整備します。
- ・事業所において職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施します。

7 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ・提供した介護予防支援および介護予防ケアマネジメントに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下記に示す【苦情申立の窓口】のとおり)
- ・利用者より苦情を受けた際は、担当者が対応します。また、苦情発生後、トラブルレポートによりスタッフ間での報告、協議を行い、今後の対策を立てます。

(2) 苦情申立の窓口

相 談 窓 口	岐阜市地域包括支援センター岩野田 担当 管理者
電 話 番 号	(058) 214-4640
F A X 番 号	(058) 214-4641
受 付 日 時	月～土 8時30分から17時(日・祝日・年末年始を除く)
担 当 窓 口	医療法人社団 友愛会 法人管理部
電 話 番 号	(058) 231-2631
F A X 番 号	(058) 294-1480
受 付 日 時	月～土 8時30分から17時(日・祝日・年末年始を除く)
担 当 窓 口	岐阜県国民健康保険団体連合会 介護・障害課 苦情相談係
電 話 番 号	(058) 275-9826
F A X 番 号	(058) 275-7635
受 付 日 時	月～金 9時から17時(土日・祝日・年末年始を除く)
担 当 窓 口	岐阜市役所 介護保険課 支援係
電 話 番 号	(058) 214-2093 (直通)
F A X 番 号	(058) 267-6015
受 付 日 時	月～金 8時45分から17時30分(土日・祝日・年末年始を除く)

8 介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの提供にあたっての留意事項について

- (1) 介護予防支援および介護予防ケアマネジメント業務の実施手順に関しては「別紙 3 介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの実施手順」を参照ください。
- (2) 担当者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者家族から提示を求められた時はいつでも身分証を提示します。
- (3) 利用者またはそのご家族等が、事業所や職員に対して次の事由に該当した場合は、事業所は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除することができます。

パワーハラスメント（身体的・精神的暴力）、セクシュアルハラスメント（性的な嫌がらせ）などの行為

＜パワーハラスメントの例＞

- ・物を投げつける、たたく、ひっかく、つねる
- ・威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽な要求をする
- ・怒鳴る など

＜セクシュアルハラスメントの例＞

- ・必要もなく職員の体を触る
- ・卑猥な言動を繰り返す
- ・わいせつな写真等を見せる など

＜その他＞

- ・職員の自宅の住所や電話番号を何度も聞く
- ・ストーカー行為
- ・同意なく職員の写真や動画の撮影、また録音などをインターネットなどに掲載する など

介護予防支援および介護ケアマネジメントの提供開始にあたり、契約書、重要事項説明書、個人情報目的について説明しました。

〒502-0002

岐阜市栗野東 5 丁目 173 番 1

岐阜市地域包括支援センター岩野田

説明者

印

介護予防支援および介護予防ケアマネジメント利用契約書

様（以下、「利用者」といいます）と岐阜市地域包括支援センター岩野田（以下「事業所」といいます）は、利用者に対して行う介護予防支援および介護予防ケアマネジメントについて、次のとおり契約します。

第1条（契約の目的）

事業所は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法等の関係法令および岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱の趣旨にしたがって、介護予防サービス・支援計画書（以下、「計画書」といいます。）の作成を支援し、事業等の提供が確保されるよう指定介護予防サービス提供事業所等との連絡調整、評価等その他の便宜を図ります。

第2条（契約期間等）

- 1 この契約の契約期間は、令和 年 月 日から、要支援者については利用者の要支援認定（以下「要介護認定等」といいます。）の有効期間満了日まで、事業対象者については利用者の状態が改善し、一般介護予防事業対象者と判断された日までとします。
- 2 契約満了日までに、利用者から事業所に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条（担当者の選定と交代）

事業所は、介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの担当者を選定します。担当者交代となる場合は、あらかじめ利用者に説明し、同意後に引き継ぎを行います。

第4条（計画書作成の支援）

事業所は次に定める事項を基本とし、計画書の作成を支援します。

- ① 利用者の居宅を訪問し、利用者およびその家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ② 当該地域における指定介護予防サービス事業所等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者およびその家族に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するうえでの留意点等を盛り込んだ計画書の原案を作成します。
- ④ 利用者は事業所に対して、複数の指定サービス事業所等の紹介を求めることや、居宅サービス計画原案に位置付けた、指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが可能です。
- ⑤ 計画書の原案に位置づけた指定介護予防サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料等について利用者およびその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。
- ⑥ その他、計画書作成に関する必要な支援を行います。

第5条（経過観察、再評価）

事業所は、計画書作成後、次に定める事項を実施します。

- ① 利用者またはその家族と必要に応じて連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 計画書の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定介護予防サービス事業所等との連絡調整を行います。

- ③ 利用者の状態について定期的または必要に応じて再評価を行い、状態の変化等に応じて計画書変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

第6条（施設入所への支援）

事業所は、利用者が介護保険施設へ入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

第7条（計画書の変更）

利用者が計画書の変更を希望した場合、または事業所が計画書の変更が必要と判断した場合は、事業所と利用者双方の合意をもって計画書を変更します。

第8条（給付管理）

事業所は、計画書作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、岐阜県国民健康保険団体連合会に提出します。

第9条（要介護認定等の申請に係る援助）

- 1 事業所は、利用者が要介護認定等の更新申請および状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
- 2 事業所は、利用者が希望する場合は、要介護認定等の申請を利用者に代わって行います。

第10条（サービスの提供の記録）

- 1 事業所は、サービスの提供に関する記録を作成することとし、これをこの契約終了後5年間保管します。
- 2 事業所は、利用者またはその家族からの要望により、所定の手順に沿って当該利用者に関する前項のサービス実施記録の閲覧、複写に応じます。ただし、その場合、複写の実費を請求することがあります。

第11条（料 金）

事業所が提供する介護予防支援および介護予防ケアマネジメントに対する料金規定は、重要事項説明書に記載のとおりです。

第12条（利用者の解除権）

利用者は、事業所に対して文書で通知をすることにより、いつでもこの契約を解除することができます。

第13条（事業所の解除権）

- 1 事業所は、次の事由のいずれかに該当する場合は、文書により予告することにより、この契約を解除することができます。
 - ① 利用者またはその家族等が事業所や担当者に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合
 - ② 利用者またはその家族等が法令違反その他著しく常識を逸脱する行為をなし、事業所の再三の申し入れにもかかわらず改善の見込みがなく、本契約の目的を達成することが著しく困難となった場合
 - ③ やむを得ない事情がある場合で、少なくとも契約終了日の1か月前までに利用者に対して理由を示した文書で予告したとき
- 2 事業所は、前項により契約を解除する場合は、必要に応じて利用者が住所を有する市町村等に連絡を取り、解除後も利用者の健康や生命に支障がないよう必要な措置を講じます。

第14条（契約の終了）

- 1 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者の要介護認定区分が、要介護と認定された場合
 - ② 利用者が事業対象者の状態から改善し一般介護予防事業対象者となった場合
 - ③ 利用者が死亡した場合
- 2 事業所は、契約の終了にあたり必要があると認められる場合は、利用者が指定する他の支援事業所への関係記録（写し）の引継、居宅サービス事業所あるいは市町村に対し、必要な連絡調整を行うものとします。

第15条（秘密保持）

- 1 事業所は、業務上知り得た利用者およびその家族に関する個人情報並びに秘密事項については、利用者または第三者の生命、身体等に危険がある場合等正当な理由がある場合、正当な権限を有する行政の命令による場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は、契約中および契約終了後においても第三者に対して開示しません。
- 2 事業所の職員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持します。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとします。
- 3 事業所は、あらかじめ文書により利用者の同意を得た場合には、利用者に対するサービスを提供するサービス事業所との連絡調整その他必要な範囲で、同意した者の個人情報を用いることができるものとします。
- 4 上記の規定にかかわらず、事業所は高齢者虐待防止法に定める通報をすることが出来るものとし、その場合は、事業所は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

第16条（賠償責任）

事業所は、サービスの提供にともなって、事業所の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

第17条（身分証携行義務）

事業所の職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第18条（相談・苦情対応）

事業所は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、提供した支援または計画表に位置づけたサービス等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第19条（善管注意義務）

事業所は、利用者より委託された業務を行うにあたっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

第20条（信義誠実の原則）

- 1 利用者と事業所は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
- 2 本契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを遵守し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

利用料一覧表

【基本単位数】

介護予防支援費Ⅰ 介護予防ケアマネジメント費	442単位
---------------------------	-------

【加算単位数】 以下の要件を満たす場合、上記の基本単位数に加算されます。

初回加算	指定介護予防支援事業所において、新規に介護予防サービス計画を作成する利用者に対し指定介護予防支援を行った場合	300単位
委託連携加算	介護予防支援および介護予防ケアマネジメントを居宅介護支援事業所に委託する際、利用者に係る必要な情報を居宅介護支援事業所に提供し、居宅介護支援事業所における介護予防サービス計画の作成等に協力した場合	300単位

岐阜市は地域区分が6級地ですので、1単位あたり10,42円です。

介護予防支援および介護予防ケアマネジメントにおける個人情報使用目的

当事業所では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する事業所理念の下、お預かりしている個人情報の取り扱いに万全の体制で取り組んでいます。

■ 使用する目的

事業所が介護保険法等に関する法令に従い、介護予防サービス・支援計画書（以下、「計画書」という）に基づき、介護予防給付および岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「総合事業」という）各サービスの利用を円滑に実施する為に行うサービス担当者会議等において必要な場合、又は介護支援専門員や関係機関との連携調整等において必要な場合に使用する。

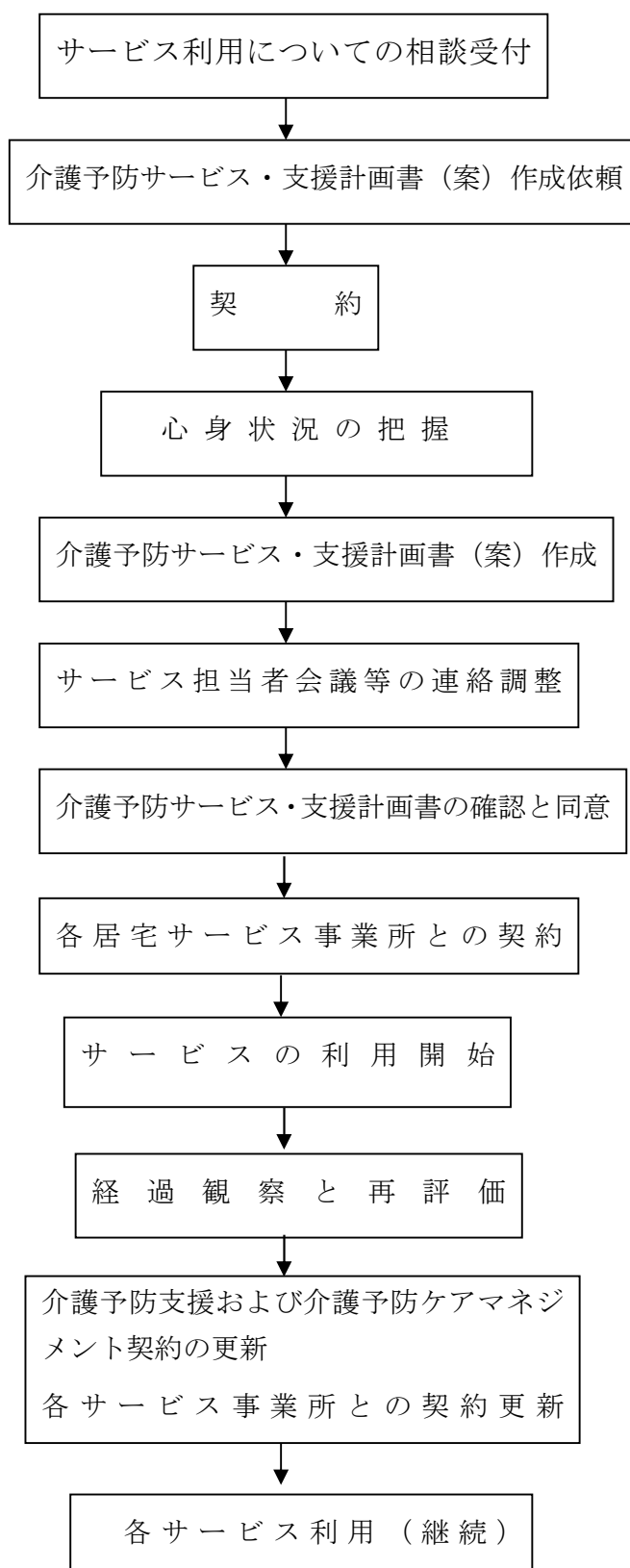
■ 使用にあたっての条件

1. 個人情報の提供は、1に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際は関係者以外には決して漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
2. 事業所は、個人情報を使用した会議、相手方、内容等について記録しておくこと。
3. 第三者への提供
 - ・計画書の中で利用するサービス事業所への提供
 - ・岐阜県国民健康保険連合会へサービス利用費の請求のための提出
4. 緊急を有すると判断した場合は、必要最低限の個人情報を上記以外の者に提供することもある。その場合は、相手方に対して関係者以外の者に漏れることがないよう厳重に注意を促すとともに、速やかに利用者に対して報告すること。
5. 場合によって、本人の申し出により第三者への提供を差し止めることができる。

■ 個人情報の内容

1. 氏名、生年月日、年齢、住所、電話番号、健康状態、病歴、家族状況等、事業所が介護予防給付および総合事業におけるサービス提供を行う為に、最低限必要な利用者や家族個人に関する情報
2. 認定調査票（必要事項及び特記事項）、主治医意見書、介護認定審査会における判定結果の意見（認定結果通知書）
3. 基本チェックリストの結果
4. その他の情報

介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの実施手順



- ・ 来所またはお電話でご相談ください。
- ・ 当事業所の概要やサービスの内容についてご説明します。（重要事項説明）
- ・ 利用者から介護予防サービス・支援計画書（案）作成のお申し込みをお受けします。
- ・ この時点で「介護予防支援および介護予防ケアマネジメント利用契約書」を取り交わします。但し、契約後も解約ができます。
- ・ 担当者がお宅を訪問し、情報の収集ならびに利用者、ご家族のご要望をお聞きします。
- ・ 担当者が介護予防サービス・支援計画書（案）の内容とご利用に係る負担額等を、具体的にご説明します。さらにご要望があればお聞かせ下さい。
- ・ 担当者が各サービス事業所と連絡調整をします。
- ・ 担当者が介護予防サービス・支援計画書についてご説明をします。最終的なご確認をお願いします。
- ・ ここでの契約は介護予防サービス・支援計画書に基づいて提供されるそれぞれのサービス事業所と利用者の間で個別にお取り交わし下さい。
なお、利用者は複数の事業所の紹介を求めることが可能であること、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能です。
- ・ 各サービス事業所からの報告や、担当者による訪問や電話連絡を通じてサービスの提供状況を把握し、必要に応じて計画の変更や要介護区分変更申請等のサービスを提供します。
- ・ 要介護認定の有効期限に合わせて契約を更新します。
- ・ 入院時における医療機関との連携にあたり、入院先の医療機関に担当者の氏名等をお知らせください。

岐阜市地域包括支援センター岩野田 利用契約書

私は、本書面に基づき、

岐阜市地域包括支援センター岩野田「介護予防支援および介護予防ケアマネジメント利用契約書」、「重要事項説明書」、「別紙1 利用料一覧表」、「別紙2 個人情報使用目的」、「別紙3 介護予防支援および介護予防ケアマネジメントの実施手順」について、担当者による説明を受け、これらを理解した上で、同意・契約いたします。

令和 年 月 日

(利 用 者) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(代 理 人) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(続柄)

(家 族) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(続柄)

別紙2 個人情報¹の使用目的を確認し同意します。

(家 族) 住 所 _____

氏 名 _____ (印)

(続柄)

私は、岐阜市地域包括支援センター岩野田として、利用者の介護予防支援および介護予防ケアマネジメント利用の申し込みを承諾し、この契約内容を確認します。

(事業者) 住 所 岐阜市栗野東5丁目173番1

名 称 岐阜市地域包括支援センター岩野田

代表者 医療法人社団友愛会 理事長 岩砂 智丈 ⑩